

# オレンジロータス利用規約【会員様控え】



## 第1条【適用範囲】

本規約は、株式会社 Rond・スポーツが運営するスポーツ施設「オレンジロータス」（以下「当施設」という）およびそれに派生する運営業務の利用に関し適用されるものとします。

## 第2条【目的】

当施設は、本会則に則り、スポーツを通じて、健康体づくりや生きがいの創造に寄与し、明朗健全な会員制スタジオとすることを目的とします。

## 第3条【管理運営】

当施設は、「株式会社 Rond・スポーツ（以下会社という）」が経営し、管理運営にあたる事務所を当施設内に設けます。

## 第4条【会員制度】

当施設は会員制とし、入会に際しては以下の手続をとるものとします。

- (1) 当施設に入会希望の方は、本規約に基づく諸契約を会社と締結しなければなりません。
- (2) 会社は(1)に際して、本会則等の契約書面を交付するものとします。
- (3) 当施設への入会を希望する方は、所定の申込み手続きを行い、会社の承認を得た上で、所定の会費等を会社に納入するものと、別途定める利用開始日から利用できるものとします。

## 第5条【入会資格】

当施設の入会資格は以下の通りとします。

- (1) 満16歳以上の女性かつ本規約及び当施設の諸規定を遵守される方。但し、20歳未満の方は親権者の同意を得て入会できるものとします。
- (2) 健康に異常がなく、本施設の諸施設の利用に耐え得ると認められた方。
- (3) 刺青・タトゥー（シール含）等をしておらず、暴力団関係者でない方。
- (4) 会社が審査を行い、適当と認められた方。
- (5) 医師等により運動を禁じられていない方。
- (6) 妊娠していない方。
- (7) 主に安全管理上から、日常会話程度の日本語を理解できる方。

## 第6条【会員証】

- 1 当施設は会員に対し会員証を交付します。
- 2 会員が施設に入る際には、会員証を提示しなければなりません。
- 3 会員証は、会員本人のみが使用し、他の方が使用することはできません。（会員証を第三者に貸与することはできません。万一、会員証を貸与した場合は除名の対象となりますので予めご了承ください）
- 4 会員は、会員証を紛失、あるいは盗まれた際には、速やかに施設にその旨を届けてください。その際、会員は再発行手数料を支払った上、会員証の再発行の手続きをしなければなりません。

## 第7条【諸規定の遵守】

- 1 会員は本規約および施設内諸規則、その他会社が定める規則をすべて遵守しなければなりません。
- 2 施設の利用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルールに従うものとします。施設の具体的利用にあたっては、当施設の説明および従業員の指示に従わなければなりません。
- 3 会員は、施設を使用している際、いかなる営利活動、ビジネス活動もおこなってはけません。会員は他の会員に対し、パーソナルトレーニング等の営業行為をおこなうことは固く禁じます。
- 4 会員は、施設内で大声や奇声を発したり、誹謗中傷すること、あるいは他の会員、従業員等に対する暴力、嫌がらせ等の迷惑行為をすることを禁止します。
- 5 当施設は、法律で禁止された薬物等を使用する方の利用を禁止します。

## 第8条【入場の禁止および退場】

当施設は、以下の各号に該当する方の入場の禁止または退場を命じることができます。

- (1) 本規約および当施設の諸規則を違反する方。
- (2) 刺青・タトゥーのある者及び刺青・タトゥーとの判別が困難なペインティング等の擬似刺青・タトゥーを施している方。
- (3) 暴力団関係者または反社会的勢力関係者と会社および当施設が判断した方。
- (4) 医師等により運動を禁じられている方。
- (5) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している方。
- (6) 大声・奇声を発したり、不適切な言動で会員・従業員等に迷惑をかける方。
- (7) 飲酒されている方。
- (8) 著しく不潔な身体または服装により他の会員に迷惑を及ぼす方。
- (9) 会社および当施設が会員としてふさわしくないと判断した方。
- (10) 妊娠している方。

## 第9条【名義変更】

当施設は、会員名義の変更はできません。

## 第10条【入会金・登録料の取り扱い】

入会金、登録料は、会員にこれを返還しないものとします。但し、クーリングオフが適用される場合は、この限りではありません。

## 第11条【会費の取り扱い】

会員は、別途定める会費を施設利用の有無にかかわらず、所定の方法により支払うものとします。

## 第12条【休会】

- 1 会員が自己都合により当施設を利用できない場合は、毎月15日（休館日の場合は前営業日）までに会員本人が会社指定の休会届を提出することにより、翌月1日を始期として月単位で休会ができるものとします。（電話・メール等による申し出は受け付けられません）
- 2 休会届を提出した会員は、会員資格継続のために当施設が別に定める金額を支払うこととします。
- 3 会員は休会期間中であっても当施設または会社所定の書面による手続きにより随時復帰できます。この場合、復帰月の会費は月の途中でなくても全額を支払うものとします。
- 4 休会期間は、最大6ヶ月間とし、期間経過後は自動的に元の会員種別に復帰するものとします。

## 第13条【退会】

- 1 会員が自己都合により当施設を退会する場合は、事前に以下に定める期日までに来店し、書面による所定の退会届により手続きをおこなった上で、月末をもって退会することができます。（電話・メール等による申し出は受け付けられません）  
・退会手続の締切日は退会希望月の16日までとします（休館日の場合は前営業日）  
退会希望月末日にて退会となります。
- 2 退会手続は、入会した店舗にて直接退会届を記入し、手続きをおこなうものとします。
- 3 第1項の退会届が提出されない場合は在籍となりますので、施設の利用がなくても会費が発生します。
- 4 会費その他利用料等（以下「会費等」という）が未納の場合は、第1項の退会届の提出までに完納しなければなりません。
- 5 会費等は、退会が月の途中でなくても、これを全額支払わなければなりません。
- 6 会員が自己都合により会費等を3ヶ月以上滞納した場合は、強制退会とします。また滞納分については全額現金または会社が指定した方法で支払わなくてはなりません。
- 7 会員が、その資格を喪失したときには、直ちに会員証を当施設に返却しなければなりません。

## 第14条【諸手続き】

- 1 会員が会員種別の変更を希望する場合は、毎月最終営業日までに当施設指定の変更届を提出するものとし、翌月1日からの変更となります。電話・メール等による申し出は受け付けられません。
- 2 会員が入会申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きをしなければなりません。
- 3 会社より会員に通知する場合は、会員から届出のあった最新の連絡先を行うものとし、会員から届出のあった最新の連絡先に通知が発信されたときは、通知未達等発信後の責任は負いません。

## 第15条【会費・利用料の変更】

会社は、諸般の事由により会費・利用料を変更することができるものとします。この場合、会社は1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

## 第16条【会員資格の停止および除名】

- 1 会社は、会員が次の各号に該当するときは、当施設への入館を一時停止し、または当該会員を当施設から除名することができます。
  - (1) 第7条第1項に違反したとき
  - (2) 会員・当施設従業員に対する迷惑行為および施設内における宗教活動、営業行為、その他当施設の目的に反する行為により、当施設の秩序を乱し、または当施設の名誉・品位を著しく傷つけたとき
  - (3) 規約その他、会社の定めた諸規則に違反したとき
  - (4) 会費その他の債務を滞納し、会社・当施設からの催告に応じないとき
  - (5) 入会に際して当施設に虚偽の申告をした、または第5条に違反していることを故意に申告しなかったと判明したとき
  - (6) 当施設の施設・什器を故意または過失により破損したとき
  - (7) 愛玩動物を持ち込んだとき
  - (8) その他、会員としてふさわしくない言動があったと会社・当施設が認めたとき
- 2 前項による当施設への入館停止中の会員又は当施設から除名された会員は、当施設の施設を使用することができません。尚、当施設への入館停止中の会員は、停止中も会費を支払わなければならないものとします。
- 3 第1項による当施設への入館停止中の会員または当施設から除名された会員に対しては、会社・当施設は、停止期間中は除名後の会費について、前納分あるいは会費その他諸費用等の既払分を返還しません。

## 第17条【資格喪失】

会員は次の場合にその資格を喪失します。この場合、諸会費及び諸費用は返還しないものとします。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 死亡
- (4) 運営上重大な理由により当施設を閉鎖したとき

## 第18条【会費、手数料および利用料】

- 1 会員証発行手数料は、当施設が別に定める金額とし、入会時にこれを支払わなければなりません。会員証発行手数料は、理由の如何を問わずこれを返還しません。
- 2 会費は、当施設が別に定める金額を、当施設所定の方法で支払うものとし、既納の会費は、原則として理由の如何を問わずこれを返還しません。
- 3 会費には、実際の施設利用の有無にかかわらず、本会員契約が定める諸費用を全て支払う義務があり、退会月までは会費または利用料等を支払わなければなりません。
- 4 会社は、会員が当施設を利用するにあたり、利用の都度別に定める金額の支払いを求めすることができます。

## 第19条【営業日および営業時間・臨時休業】

- 1 当施設の営業日および営業時間については、別に定めます。
- 2 諸般の事情により営業時間・休日を変更する場合、当施設がこれを定めるものとします。
- 3 会員は、次の理由により、施設の全部または一部を臨時に休業もしくは使用制限することがあります。
  - (1) 天災、地震等やむを得ない理由により施設を開場できないとき。
  - (2) 施設の補修又は改修をするとき。
- 4 会社はやむを得ない理由以外の場合は、1週間前までに会員に告知するものとします。また、これにより会員の会費等の支払義務が縮減、停止されることはありません。

## 第20条【施設の閉鎖・変更】

会社・当施設は次の理由により当施設の全部または一部を閉鎖または変更することがあります。

- (1) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと会社・当施設が判断し、営業を不可能と認めたとき。
- (2) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他経営上止むを得ざる事由が発生したとき。

## 第21条【共用駐車場の利用】

当クラブ利用時には共用駐車場を利用することができます。なお、駐車場で発生した盗難・傷害、その他の事故については当施設は一切の責任を負わないものとします。

## 第22条【賠償責任】

- 1 当施設内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故について当施設及び会社は一切の責任を負いません。会員は、自己の責に帰すべき原因により、当施設の施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
- 2 会員が未成年の場合、保護者は自らが本規約に基づく責任を本人と連携して負担しなければなりません。

## 第23条【解約】

- 1 会社および当施設は止むを得ない事由が発生した場合には、3ヶ月前の予告をすることにより、当施設を解約することができます。
- 2 解約の事由が天災、地震、公権力の命令・強制、その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。
- 3 当施設の解約の場合、会社および当施設は会員に対し、特別の補償は行いません。

## 第24条【個人情報保護】

会員は、自己が会社に提供した個人情報と正確であることを保証します。会社は、会員から提供された個人情報の取り扱いについて、関連法令および会社が定めるプライバシーポリシーを遵守します。プライバシーポリシーは会社のウェブサイトにて提示いたします。

## 第25条【通知予告】

本規約および当施設の諸事情に関する通知または予告は、当施設所定の場所に提示し、かつ会社のウェブサイトへ掲載する方法によりおこないます。

## 第26条【本規約その他の諸規則の改定】

会社および当施設は、本規約、細則、利用規定、その他当施設の運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。

## 第27条【適用法および専属的合意管轄裁判所】

会員と当施設の間で訴訟等の必要が生じた場合、東京地方裁判所を該当訴訟の第一審専属的管轄裁判所といたします。